

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。
------	------------------------

評価実施機関名

神奈川県 海老名市長

公表日

令和7年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【基準日:令和6年12月13日】 【令和7年7月31日終了】
③システムの名称	住民税非課税世帯向け生活支援臨時給付金事務支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】
(2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】
(3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年10月31日終了】
(4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【基準日:令和6年12月13日】【令和7年7月31日終了】

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条第3号及び第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	海老名市保健福祉部福祉政策課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4820
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の取扱いに関する知識の向上及び制度への理解を深めるため、全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の取扱いに関する知識の向上及び制度への理解を深めるため、全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 いつ時点の計数か	令和4年1月15日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年1月25日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年1月25日	①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務	事後	
令和6年1月25日	②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経連第394号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	事後	
令和6年1月25日	③システムの名称	住民税非課税世帯向け臨時特別給付金事務支援システム	住民税非課税世帯向け生活支援臨時給付金事務支援システム	事後	
令和6年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和6年6月14日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年6月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	海老名市は、住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	海老名市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和6年6月14日	①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する生活支援臨時給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年6月14日	②事務の概要	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経連第394号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務 ①支給要件の審査等に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務	事後	
令和6年6月14日	2. 特定個人情報ファイル名	生活保護情報ファイル	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	事後	
令和6年6月14日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条第3号及び第74条	事後	
令和6年6月14日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第121項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第8項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務	事後	
令和6年9月18日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	事後	
令和7年3月28日	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年10月31日】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【基準日：令和6年12月13日】	事後	
令和7年3月28日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【基準日：令和6年12月13日】	事後	
令和7年3月28日	②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第73条第3号及び第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第73条第3号及び第74条	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の時点 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅲしきい値判断結果 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報ネットワークシステムを通じた提供は除く）	[] 提供移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	
令和7年3月28日	6. 情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策	[] 提供移転しない	[○] 接続しない(提供)	事後	
令和7年3月28日	8. 人手を介させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新たな項目	十分である	事後	
令和7年3月28日	8. 人手を介させる作業 判断の根拠	新たな項目	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。よって人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新たな項目	9)従事者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月28日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新たな項目	十分である	事後	
令和7年3月28日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新たな項目	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度任用職員を含む）等に対し、毎年度、研修を実施している。	事後	
	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務〔基準日：令和6年12月13日〕	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務〔基準日：令和6年12月13日】【令和7年7月31日】	事後	
	2. 特定個人情報ファイル名	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル〔基準日：令和6年12月13日〕	(1)令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への加算に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル【令和6年10月31日】 (4)令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル〔基準日：令和6年12月13日】【令和7年7月31日】	事後	